



福岡医発第 197 号 (地)

平成 29 年 4 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

### 入院時生活療養費の見直しについて (情報提供)

現在、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費の一部について、入院時生活療養費が支給されており、食費・光熱水費相当額を負担することとされており、そのうち、居住費（光熱水費相当額）につきましては、65 歳以上の医療療養病床に入院している医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）の患者に、1 日あたり 320 円の自己負担を求めているところであります。

この入院時の居住費（光熱水費相当額）について、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の観点から、「経済・財政再生計画改革工程表（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）」において、『入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論』とされていることから、社会保障審議会医療保険部会において検討がなされました。

今般、医療保険部会での議論等を踏まえ、平成 29 年度の政府予算案が閣議決定し、入院時生活療養費が下記のとおり見直され平成 29 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。今後、正式な告示・通知等が発出された際には、改めて通知がなされることとなりますが、取り急ぎ、入院時生活療養費の見直し等の内容につき、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分の見直し (別紙 1 参照)

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、①医療区分Ⅰ（医療の必要性の低い者）については、平成 29 年 10 月から居住費の標準負担額を 1 日 320 円から 370 円に、②医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く））については、平成 29 年 10 月

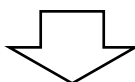
から居住費の標準負担額を1日0円から200円に、平成30年4月から370円に引き上げることとなる。

ただし、③指定難病患者の居住費の標準負担額については、引き続き1日0円とすること。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者のみが対象であるが、老齢福祉年金受給者の居住費の標準負担額についても、引き続き1日0円とすること。

#### <現 行>

|   | 対象者                                      | 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分 |
|---|------------------------------------------|-----------------------|
| ① | 医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）<br>＊医療の必要性の低い者            | 1日につき320円             |
| ② | 医療区分Ⅱ・Ⅲ ※1<br>＊医療の必要性の高い者<br>（指定難病患者を除く） | 1日につき0円               |
| ③ | 指定難病患者 ※2                                | 1日につき0円               |



#### <見直し後>

|   | 対象者                                      | 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分                             |
|---|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| ① | 医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）<br>＊医療の必要性の低い者            | （平成29年10月1日から）1日につき370円                           |
| ② | 医療区分Ⅱ・Ⅲ ※1<br>＊医療の必要性の高い者<br>（指定難病患者を除く） | （平成29年10月1日から）1日につき200円<br>（平成30年4月1日から）1日につき370円 |
| ③ | 指定難病患者 ※2                                | 1日につき0円                                           |

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者

#### 2. 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し（別紙2参照）

※「境界層措置」…入院時生活療養費の標準負担額については、本来の所得区分に基づく負担であれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者に対して、被保険者等から保険者に福祉事務所長が交付する証明書を提出することにより、低い基準を適用すること。

平成29年10月からの居住費の標準負担額の見直し（上記1.）後、指定難病患者及び老齢福祉年金受給者を除いて、居住費の標準負担額は1日370円となり、現行の境界層措置を利用して最も負担の低い基準である低所得Ⅰの区分を適用しても、1日370円の負担が維持されることとなる。

そのため、現行の境界層措置を拡大し、平成 29 年 10 月から、65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護を必要としない状態となる者（以下、「境界層該当者」という。）の食費及び居住費については、一食 100 円、1 日 0 円とすること。

併せて、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に「境界層該当」と記載する等の対応が行われる。

なお、この場合における診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関及び保険者において、医療機関から請求のあった者が境界層該当者であることが確認できるよう、診療報酬明細書の「摘要」欄において、「境界層該当」との記載をすることとなる。

### 3. 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し（別紙 3 参照）

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く））の一般所得者の食費の標準負担額は、平成 30 年 4 月から一食 460 円となっているが、医療区分Ⅰ（医療の必要性の低い者）の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※：管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

以上

#### <添付資料>

- 1) 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し
- 2) 65 歳以上の医療療養病床の居住費（光熱水費）の見直しに伴う対応について  
[境界層措置関係]
- 3) (参考) 65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

平成 29 年 4 月 11 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 純 一

### 入院時生活療養費の見直しについて（情報提供）

現在、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費の一部について、入院時生活療養費が支給されており、食費・光熱水費相当額を負担することとされています。

そのうち、居住費（光熱水費相当額）につきましては、65 歳以上の医療療養病床に入院している医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）の患者に、1 日あたり 320 円の自己負担を求めているところであります。

この入院時の居住費（光熱水費相当額）について、医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の観点から、「経済・財政再生計画改革工程表（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定）」において、『入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016 年末までに結論』とされていることから、社会保障審議会医療保険部会において検討されました。

医療保険部会での議論等を踏まえ、平成 29 年度の政府予算案が閣議決定され、入院時生活療養費が下記のとおり見直され、平成 29 年 10 月 1 日より施行されることとなります。今後、正式な告示・通知等が発出された際には、改めてご連絡申し上げますこととなりますが、取り急ぎ、入院時生活療養費の見直し等の内容につきご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

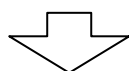
#### 1. 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分の見直し（添付資料 1 参照）

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、①医療区分Ⅰ（医療の必要性の低い者）については、平成 29 年 10 月から居住費の標準負担額を 1 日 320 円から 370 円に、②医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く））については、平成 29 年 10 月から居住費の標準負担額を 1 日 0 円から 200 円に、平成 30 年 4 月から 370 円に引き上げることとなる。

ただし、③指定難病患者の居住費の標準負担額については、引き続き 1 日 0 円とすること。なお、後期高齢者医療制度の被保険者のみが対象であるが、老齢福祉年金受給者の居住費の標準負担額についても、引き続き 1 日 0 円とすること。

<現 行>

|   | 対 象 者                                    | 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分 |
|---|------------------------------------------|-----------------------|
| ① | 医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）<br>＊医療の必要性の低い者            | 1日につき 320円            |
| ② | 医療区分Ⅱ・Ⅲ ※1<br>＊医療の必要性の高い者<br>（指定難病患者を除く） | 1日につき 0円              |
| ③ | 指定難病患者 ※2                                | 1日につき 0円              |



<見直し後>

|   | 対 象 者                                    | 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分    |
|---|------------------------------------------|--------------------------|
| ① | 医療区分Ⅰ（Ⅱ・Ⅲ以外の者）<br>＊医療の必要性の低い者            | （平成29年10月1日から）1日につき 370円 |
| ② | 医療区分Ⅱ・Ⅲ ※1<br>＊医療の必要性の高い者<br>（指定難病患者を除く） | （平成29年10月1日から）1日につき 200円 |
|   |                                          | （平成30年 4月1日から）1日につき 370円 |
| ③ | 指定難病患者 ※2                                | 1日につき 0円                 |

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者

2. 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し（添付資料2参照）

入院時生活療養費の標準負担額については、本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者に対して、被保険者等から保険者に福祉事務所長が交付する証明書を提出することにより、低い基準を適用することとしている。（これを「境界層措置」という。）

平成29年10月からの居住費の標準負担額の見直し（上記1.）後、指定難病患者及び老齢福祉年金受給者を除いて、居住費の標準負担額は1日370円となり、現行の境界層措置を利用して最も負担の低い基準である低所得Ⅰの区分を適用しても、1日370円の負担が維持されることとなる。

そのため、現行の境界層措置を拡大し、平成29年10月から、65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、食費及び居住費について一食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護を必要としない状態となる者（以下、「境界層該当者」という。）の食費及び居住費については、一食100円、1日0円とすること。

併せて、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に「境界層該当」と記載する等の対応が行われる。

なお、この場合における診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関及び保険者において、

医療機関から請求のあった者が境界層該当者であることが確認できるよう、診療報酬明細書の「摘要」欄において、「境界層該当」との記載をすることとなる。

### 3. 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し（添付資料3参照）

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く））の一般所得者の食費の標準負担額は、平成 30 年 4 月から一食 460 円となっているが、医療区分Ⅰ（医療の必要性の低い者）の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※：管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

#### <添付資料>

- 1) 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し
- 2) 65 歳以上の医療療養病床の居住費（光熱水費）の見直しに伴う対応について  
[境界層措置関係]
- 3) （参考）65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

# 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

別紙 1

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

## <現行>

| 65歳以上<br>医療療養病床            | 負担額    |
|----------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)          | 320円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の<br>高い者) | 0円／日   |
| 難病患者                       |        |

## <平成29年10月～>

| 65歳以上<br>医療療養病床            | 負担額    |
|----------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)          | 370円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の<br>高い者) | 200円／日 |
| 難病患者                       | 0円／日   |

## <平成30年4月～>

| 65歳以上<br>医療療養病床            | 負担額    |
|----------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)          | 370円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の<br>高い者) |        |
| 難病患者                       | 0円／日   |

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円／日から370円／日に引き上がっている。

# 65歳以上の医療療養病床の居住費(光熱水費)の見直しに伴う対応について

別紙 2

○ 今回の見直しでは、65歳以上の医療療養病床に入院する者について、居住費として1日370円(月1.1万円)の負担を求めることとしている(難病患者・老齢福祉年金受給者は1日0円に据え置き)。

○ 現行の境界層措置では、居住費の負担によって生活保護の対象となる者に対し、最も低い所得区分である低所得Ⅰの負担を適用しても、居住費は1日370円であり、減免されない。

※ 介護保険の場合、利用者負担第1段階まで減免されるため、居住費の負担額は1日0円まで減免可能。

⇒ 今回の見直しに併せて、居住費負担(1日370円)により生活保護の対象となる者で、老齢福祉年金受給者と同じ負担額(1日0円)を適用することで生活保護の対象外となる者には、居住費の負担を1日0円に減免することとしたい(省令・告示改正)。

(参考) 境界層措置

本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になる者に対して、低い方の基準区分を適用し、負担を軽減する仕組み。

## 【65歳以上の医療療養病床における食費・居住費】

※赤字は今回の見直し後

## (参考) 介護保険施設(老健・療養、多床室)における食費・居住費

|                            | 食費       | 居住費               |                 |
|----------------------------|----------|-------------------|-----------------|
|                            |          | 医療の必要性の低い者        | 医療の必要性の高い者※2    |
| 一般                         | 460円/食※1 | 320円/日<br>⇒370円/日 | 0円/日<br>⇒370円/日 |
| 低所得Ⅱ<br>(住民税非課税世帯)         | 210円/食   | 320円/日<br>⇒370円/日 | 0円/日<br>⇒370円/日 |
| 低所得Ⅰ<br>(住民税非課税世帯かつ一定所得以下) | 130円/食※3 | 320円/日<br>⇒370円/日 | 0円/日<br>⇒370円/日 |
| 境界層該当者<br>老齢福祉年金受給者        | 100円/食   | 0円/日              | 0円/日            |

|                                 | 食費※4                     | 居住費※4                    |
|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 利用者負担第4段階<br>(一般)               | 施設との契約額<br>(基準費用額460円/食) | 施設との契約額<br>(基準費用額370円/日) |
| 利用者負担第3段階<br>(住民税非課税世帯)         | 210円/食                   | 370円/日                   |
| 利用者負担第2段階<br>(住民税非課税世帯かつ一定所得以下) | 130円/食                   | 370円/日                   |
| 利用者負担第1段階<br>(生活保護・老齢福祉年金受給者)   | 100円/食                   | 0円/日                     |

※1 平成30年4月からの額。難病患者は260円/食

※2 難病患者は居住費0円/日

※3 医療の必要性の高い者は100円/日

※4 食費・居住費の利用者負担第1～3段階には資産要件がある。

(参考) 65 歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

※赤字・下線は今回の改正

|                            |        | 医療の必要性の低い者（A）                |                                   | 医療の必要性の高い者（B）                                                                                  |                                                          | 指定難病患者（C）              |             |
|----------------------------|--------|------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|-------------|
|                            |        | 食費<br>（一食）                   | 居住費<br>（一日）                       | 食費<br>（一食）                                                                                     | 居住費<br>（一日）                                              | 食費<br>（一食）             | 居住費<br>（一日） |
| 一般所得                       |        | 生活療養（Ⅰ）460 円<br>生活療養（Ⅱ）420 円 | 320 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～370 円</u> | ・ <u>29 年 10 月～</u> 360 円<br>・ 30 年 4 月～ 460 円<br>⇒ <u>生活療養（Ⅰ）460 円</u><br><u>生活療養（Ⅱ）420 円</u> | 0 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～200 円</u><br><u>30 年 4 月～370 円</u> | 260 円                  | 0 円         |
| 70 歳未満                     | 70 歳以上 |                              |                                   |                                                                                                |                                                          |                        |             |
| 低所得                        | 低所得Ⅱ   | 210 円                        | 320 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～370 円</u> | 210 円<br>※90 日超で 160 円                                                                         | 0 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～200 円</u><br><u>30 年 4 月～370 円</u> | 210 円<br>※90 日超で 160 円 | 0 円         |
|                            | 低所得Ⅰ   | 130 円                        | 320 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～370 円</u> | 100 円                                                                                          | 0 円<br>⇒ <u>29 年 10 月～200 円</u><br><u>30 年 4 月～370 円</u> | 100 円                  | 0 円         |
| 老齢福祉年金受給者<br>（後期高齢者医療制度のみ） |        | 100 円                        | 0 円                               | 100 円                                                                                          | 0 円                                                      | 100 円                  | 0 円         |
| <u>境界層該当者</u>              |        |                              |                                   |                                                                                                |                                                          |                        |             |